

職員が、次のいずれかに該当する場合には、懲戒処分を行うことがあります。

- 就業通則又は就業に関する諸規則等に違反した場合
- 職務上の義務に違反した場合
- 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- 正当な理由なく遅刻、早退、欠勤するなど勤務を怠った場合
- 刑事法上の重大な犯罪に該当する行為があった場合
- 重大な経歴詐称をした場合
- 本学の名誉を汚し、社会的信用を失墜させる行為をした場合
- その他前各号に準ずる不都合な行為があった場合

懲戒処分の区分は次のとおりです。

懲戒解雇・・・ 即時に解雇し、退職手当の全部又は一部を支給しない。

諭旨解雇・・・ 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には懲戒解雇する。

出勤停止・・・ 始末書を提出させるほか、1日以上6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。

減給・・・ 始末書を提出させるほか、給与の一部を減額する。

戒告・・・ 始末書を提出させて戒め、注意の喚起を促す。

懲戒処分には至らない場合でも、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、文書等により訓告又は嚴重注意を行うことがあります。

### もっと詳しく知るには

国立大学法人九州大学就業通則 第44条、第45条 国立大学法人九州大学教員人事規則 第8条

国立大学法人九州大学職員懲戒等規程

### お問い合わせ先

人事部人事企画課職員係 092-802-2264 内線：90-2264